

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-45)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	185,123	145,542	105,383	105,924
	補正予算(b)	▲ 18,139	▲ 28,093	▲ 21,085	-	
	繰越し等(c)	23,730	2,293	11,147		
	合計(a+b+c)	190,714	119,742	95,445		
執行額(百万円)	128,871	88,011	-			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針					

測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数(累積)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	△
		1	1	1	2	4	4	7	
	年度ごとの目標値		1	3	7	7	7		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物>特定廃棄物埋立処分施設への搬入量(袋数)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○	
	0	-	-	6.4万	5.3万	5万			
年度ごとの目標		-	-	7.5万	5万				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点で想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したもの。その後、避難指示の長期化に伴い、対策地域内廃棄物量が平成28年5月時点の推計値よりも多く発生していることから、仮置場への搬入が完了した市町村数は目標値よりも少なくなっている。 また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整を行っている。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、 ①災害廃棄物等の仮置場への搬入は、令和2年3月末時点で約263万トンとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(10施設)で計画しており、令和2年3月末時点で、5施設が処理を完了、5施設が稼働中、1施設が建設工事中である。 指定廃棄物の処理において、 ①福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については、令和2年3月末時点で仮設焼却施設が稼働中。 ②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和2年3月末時点で石巻圏域では処理が終了、仙南圏域では本格焼却を開始したものの令和元年東日本台風によって中断中、大崎圏域では令和2年度に本格焼却開始予定、黒川圏域では試験焼却は終了しその後は農地還元の方針となっている。また、栃木県においては、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、市町単位での暫定的な集約化の方針を平成30年11月に決定し、県・保管市町と調整を行っている。 福島県においては、平成29年11月に既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和2年3月末時点で117,671袋搬入された。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理が着実に進んでおり、埋立処分に処理の段階が移行しているため、昨年度に測定指標を特定廃棄物埋立処分施設への搬入量に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を評価していく。

学識経験を有する者の知見の活用 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 -

担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	則久 雅司(特定廃棄物担当参事官)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------------	--------------------	-------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-46)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	473,025	401,114	326,813	459,104
	補正予算(b)	▲ 42,450	▲ 61,810	133,536	-
	繰越し等(c)	97,462	▲ 1,828	▲ 124,042	
	合計(a+b+c)	528,037	337,476	336,307	
執行額(百万円)	445,447	281,580	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋) 				

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		除染土壌等の仮置場等の解消等	<p>平成30年3月までに、帰還困難区域を除き、面的除染が完了した。発生した除去土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。令和2年3月末時点で、除染特別地域においては156か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では404か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施しているところである。</p> <p>また、中間貯蔵施設への輸送等により、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。令和2年3月末時点で、除染特別地域においては116か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では410か所の原状回復が完了している。</p> <p>福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で実施している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。</p>
中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、令和2年3月末時点で全体面積の約73%に当たる約1,164haが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には現在整備している全ての土壌貯蔵施設及び除染に伴い発生した廃棄物等を貯蔵する施設の運転が開始したことにより、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で、運転を開始した。</p> <p>輸送については、令和2年3月末までに、輸送対象物量約1,400万㎡(令和元年10月末時点)のうち累計で約668万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。</p> <p>福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯館村で除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等の確認を進めている。これまでの実証事業で得られた結果からは、事業開始時から空間線量率等に大きな変動はなく、盛土を通過した浸透水の放射能濃度はすべて検出下限値未満となっている。</p>	長期的な目標	-

仮置場から中間貯蔵施設への搬入量	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
	-	4.5万㎡	18.4万㎡	53万㎡	183.9万㎡	405.9万㎡	400万㎡	
年度ごとの目標		5万㎡	15万㎡	50万㎡	180万㎡	400万㎡		

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施しており、令和2年3月末時点で、除染特別地域においては156か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では404か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。</p> <p>中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施しており、令和2年3月末時点で、除染特別地域においては116か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では410か所の仮置場の原状回復が完了している。</p> <p>さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を平成31年3月末までに4回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所を実施しているところである。</p> <p>○「2019年度の間中貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。</p> <p>令和2年3月末までに、輸送対象物量約1,400万立方メートル(令和元年10月末時点)のうち累計で約668万㎡の除去土壌等を搬入し、施設の整備に必要な用地取得については、約1,164haの用地を取得した。</p> <p>除去土壌の再生利用については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯館村において、盛土を造成し、空間線量率等のモニタリング結果から安全性を確認し、飯館村では試験栽培等により農地としての安全性を確認した。</p>
	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p>
	<p>施策の分析</p> <p>○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。</p> <p>○引き続き、「令和2年度の間中貯蔵施設事業の方針」に沿って、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送を着実に進めていくことが重要。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。</p> <p>中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	川又 孝太郎(環境再生事業 担当参事官) 鮎川 智一(環境再生施設整備 担当参事官)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	--	--------------------	---	----------	--------

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、27件の採択等を行った。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、統一的資料を改訂するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者等への研修、住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、95%の受講者満足度を得た。なお、受講者の声として、住民の質問に専門家から直接回答があり、不安を解消できた、相談内容を住民間で共有できる良い機会になった、定期的に開催してほしいなどという声があった。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)については、いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、44件の専門家派遣を実施した。 ・福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施した。
	施策の分析	<p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。</p> <p><被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)> 「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。</p> <p><安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)> 「施策の方向性」において「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図るとされているため、実施する必要がある。なお、実施に当たっては、説明内容の重点化や実施回数などについて改善が必要である。</p> <p><放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)> 「施策の方向性」における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。なお、令和4年春までに特定復興再生拠点区域の避難指示は順次解除される予定であり、放射線による健康不安の解消にあたる相談員への支援体制の強化を図る必要がある。</p> <p><福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)> 「施策の方向性」において、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実を図るとされており、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する</p> <p>【測定指標】 施策目標の全体的な達成度を測定する指標として、より適切な項目立て等を継続して検討する</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木 章記(放射線健康管理担当参事官)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	--------------------	--------------------	---------------------	----------	--------